

令和8年3月10日

居宅介護支援・介護予防支援事業所
（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 各位

大牟田市保健福祉部
福祉課介護保険担当課長

福祉用具購入に係る承認申請の廃止による取り扱い変更について（通知）

平素から介護保険行政につきましてご理解ご協力ありがとうございます。

さて、この度大牟田市において、「大牟田市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱」の改正を行います。

これに伴い、令和8年4月1日以降の福祉用具購入の取り扱い及び申請様式等を下記のとおり変更いたしますので、確認の上対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更点

福祉用具購入の購入前の承認申請を廃止し、購入後の支給申請のみで介護給付を行う取り扱いとします。

変更期日	令和8年3月31日購入分まで		令和8年4月1日購入分から
取り扱い要領		➡	内容の変更あり
購入前 (承認申請)	福祉用具購入承認申請書	➡	廃止
購入後 (支給申請)	福祉用具購入支給申請書	➡	新様式 添付書類の変更あり

※新しい「福祉用具購入の取り扱い要領及び申請様式等」は市ホームページに掲載しています。
<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0034730/index.html>

ホーム>分類から探す>くらし・環境>申請書等ダウンロード>介護保険>介護保険関係【特定福祉用具購入】

2. 留意事項

(1) 提出書類の切り替えについて

令和8年3月31日までの福祉用具購入については、従前のおおり、購入前に「福祉用具購入承認申請書」の提出が必要です。

(2) 福祉用具購入について

- ① 新しい取り扱い要領の「3. 申請上の注意」及び「4. 支給申請提出書類」をよく確認の上、手続きをしてください。
- ② 生活保護受給者は購入前に、必ず保護課への申請が必要ですので、注意してください。
- ③ 介護保険料の滞納がある利用者の場合は、受領委任払いによる支給を受けることがで

きませんので、事前に利用者に確認してください。

(3) その他

この取り扱いは、福祉用具購入についてのみの変更です。住宅改修の承認・支給申請に変更はありません。

3. 説明会について

今回の取り扱い変更について、以下のとおり説明会を開催しますので、ご参加ください。
なお、当日の説明資料等はホームページに掲載する予定です。

(1) 開催日時 令和8年3月16日(月) 14:00~14:30

(2) 開催場所 オンライン (Zoom 開催) ※オンラインのみの開催

(3) 申込方法 ウェブ申込 (LoGo フォームにより回答してください)

<https://logoform.jp/form/Cu6n/1483134>

※申込と合わせて、事前に質問や意見を受付します。



(4) 申込期限 令和8年3月13日(金) 15:00まで

(5) 対象事業所 特定福祉用具販売事業所、居宅介護(介護予防)支援事業所、

(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所、地域包括支援センター

(6) 資料 大牟田市ホームページ掲載の②4月1日以降の「取り扱い」「申請書」
をもとに説明します。

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0034730/index.html>

【問い合わせ】

大牟田市福祉課介護保険担当

(介護サービス育成担当)

T E L : 0944-41-2683

F A X : 0944-41-2662